

構造改革特別区域計画（本体）の新旧対照表

新	旧
<p>1～3（略）</p> <p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>本市は、広島県のほぼ中央に位置し、昭和 49 年に西条町、八本松町、志和町、高屋町の 4 町が合併してできた市である。長い歴史と伝統、恵まれた自然環境を背景に、学園都市建設、広島中央テクノポリス建設の 2 大プロジェクトを推進し、広島大学の統合移転等の学術研究機能の集積を進めるとともに、産業団地等の産業基盤の整備や新幹線新駅、山陽自動車道などの高速交通網の整備により、学術・研究・産業支援機能、国際交流・協力機能が集積し、第 2 次・第 3 次産業が急速に伸びるなど、昭和 50 年代後半から急速に成長してきた。</p> <p>平成 17 年 2 月 7 日には、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町と合併し、面積は約 635 k m<sup>2</sup>と広島県の約 7.5%を占める広いエリアを有する広島県中央地域の中核的な都市となり、「未来にはばたく国際学術研究都市—ともに育み、人が輝くまち—」を将来都市像に定め、周辺圏域との連携が容易な立地条件のもと、人口も 180,000 人を超え、地方における成長都市のモデルとして大きな期待が寄せられている。</p> <p>その一方で、人口が増加している本市においても、少子・高齢化は、比較的緩やかな水準で推移しているものの、着実に進んでおり、また中心部の人口集中と周辺地域における過疎化の進展などの問題も抱えている。</p> <p>こうした中、子育て支援については、「<u>子ども・子育て支援法</u>」に基づき、「<u>東広島市子ども・子育て支援事業計画</u>」を策定</p>	<p>1～3（略）</p> <p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>本市は、広島県のほぼ中央に位置し、昭和 49 年に西条町、八本松町、志和町、高屋町の 4 町が合併してできた市である。長い歴史と伝統、恵まれた自然環境を背景に、学園都市建設、広島中央テクノポリス建設の 2 大プロジェクトを推進し、広島大学の統合移転等の学術研究機能の集積を進めるとともに、産業団地等の産業基盤の整備や新幹線新駅、山陽自動車道などの高速交通網の整備により、学術・研究・産業支援機能、国際交流・協力機能が集積し、第 2 次・第 3 次産業が急速に伸びるなど、昭和 50 年代後半から急速に成長してきた。</p> <p>平成 17 年 2 月 7 日には、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町及び安芸津町と合併し、面積は約 635 k m<sup>2</sup>と広島県の約 7.5%を占める広いエリアを有する広島県中央地域の中核的な都市となり、「未来にはばたく国際学術研究都市—ともに育み、人が輝くまち—」を将来都市像に定め、周辺圏域との連携が容易な立地条件のもと、人口も 180,000 人を超え、地方における成長都市のモデルとして大きな期待が寄せられている。</p> <p>その一方で、人口が増加している本市においても、少子・高齢化は、比較的緩やかな水準で推移しているものの、着実に進んでおり、また中心部の人口集中と周辺地域における過疎化の進展などの問題も抱えている。</p> <p>こうした中、子育て支援については、「<u>次世代育成支援対策推進法</u>」に基づき、「<u>東広島市次世代育成支援行動計画</u>」を策定し、</p>

新	旧
<p>し、子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを行っているが、子どもを安心して生み育てることができる地域社会を実現するために、さらなる取り組みが求められている。</p> <p>市内には、平成 28 年 10 月 現在、保育所 及び認定こども園は、56施設 あり、うち、公立保育所は 24施設、公立認定こども園は 3施設、私立保育所は 20施設、私立認定こども園は 9 施設（小規模保育所 1 施設を含む。）である。 _____ 公立保育所・認定こども園 の定員は 2,190名 _____、私立保育所・認定こども園は 2,782名で、全体で 4,972名 の定員を擁している。保育所では延長保育、一時保育、子育て支援センターなどの特別保育を実施し、保育サービスの充実に努めている。</p> <p>公立保育所 及び認定こども園 の給食を、大型給食施設である学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理経費の節減や、食材の一元購入及び調理員の合理的な配置による経費の節減が可能となり、さらに、節減された経費を財源とすることで、増加する保育需要への対応が可能となる。また、食育基本法が制定され、食育への取り組みが求められる中、地産地消と食育に積極的に取り組んでいる学校給食センターから給食を外部搬入することにより、最少の経費で最大の効果が期待される地方自治体において、公立保育所 及び認定こども園 の児童への安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことが可能となる。</p>	<p>子どもと子育て家庭を支援する総合的な取り組みを行っているが、子どもを安心して生み育てることができる地域社会を実現するために、さらなる取り組みが求められている。</p> <p>市内には、平成 20 年 1 月 現在、保育所 _____ 45施設 があり、うち、公立保育所は 32施設、 _____ 私立保育所は 12施設 _____ である。へき地保育所は 1 施設を設置しており、へき地保育所を含めた公立保育所 _____ の定員は 2,805名（へき地保育所分 25 名）、私立保育所 は _____ 1,155名で 全体で 3,960名 の定員を擁している。保育所では延長保育、一時保育、子育て支援センターなどの特別保育を実施し、保育サービスの充実に努めている。</p> <p>公立保育所 _____ の給食を、大型給食施設である学校給食センターからの外部搬入方式により実施することで、調理設備の維持管理経費の節減や、食材の一元購入及び調理員の合理的な配置による経費の節減が可能となり、さらに、節減された経費を財源とすることで、増加する保育需要への対応が可能となる。また、食育基本法が制定され、食育への取り組みが求められる中、地産地消と食育に積極的に取り組んでいる学校給食センターから給食を外部搬入することにより、最少の経費で最大の効果が期待される地方自治体において、公立保育所 _____ の児童への安全・安心な給食の提供と就学前からの一貫した食育に取り組むことが可能となる。</p>
<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p>	<p>5 構造改革特別区域計画の意義</p>

新	旧
<p>近年、社会構造の変化に伴い、女性の社会進出や就労形態の多様化が進み、これに伴って保育に対するニーズが増大すると共に、家庭の養育機能の低下による問題が指摘され、そのひとつとして児童の食習慣の乱れが挙げられている。このような中、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所 <u>及び認定こども園</u> の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、その一方で、保育所 <u>及び認定こども園</u> 運営の合理化等により、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。</p> <p>公立保育所 <u>及び認定こども園</u> において、学校給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することにより、食材の一元購入や調理員の適正配置による調理業務経費の節減や、施設の整備や維持管理等の経費の節減が図られ、公立保育所 <u>及び認定こども園</u> 運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保が可能になる。</p> <p>また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理した給食を児童に提供することは、給食の安全性を高めることにもつながる。</p> <p>食育の面では、学校給食センター等と保育所 <u>及び認定こども園</u> が連携することで、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や、食習慣等に関する情報の把握ができ、乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。</p> <p>また、学校給食センターでは地産地消にも取り組んでおり、食材の一元的な購入により、少量では調達できない地域食材を用いた給食の提供が可能となる、また、乳幼児期から地元の食材に馴染むことは地産地消の促進に資する。</p>	<p>近年、社会構造の変化に伴い、女性の社会進出や就労形態の多様化が進み、これに伴って保育に対するニーズが増大すると共に、家庭の養育機能の低下による問題が指摘され、そのひとつとして児童の食習慣の乱れが挙げられている。このような中、養育者の仕事と子育ての両立支援を行う保育所 _____ の役割は重要であり、様々な子育て支援サービスを充実させていく必要があるが、その一方で、保育所 _____ 運営の合理化等により、地方自治体の限られた財源を効率的に活用することが不可欠である。</p> <p>公立保育所 _____ において、学校給食センターからの給食の外部搬入方式を実施することにより、食材の一元購入や調理員の適正配置による調理業務経費の節減や、施設の整備や維持管理等の経費の節減が図られ、公立保育所 _____ 運営の合理化と子育て支援施策充実のための財源確保が可能になる。</p> <p>また、衛生面や安全面で設備の整った大型調理施設で調理した給食を児童に提供することは、給食の安全性を高めることにもつながる。</p> <p>食育の面では、学校給食センター等と保育所 _____ が連携することで、乳幼児期からの発達段階に応じた児童の食に対する嗜好や、食習慣等に関する情報の把握ができ、乳幼児期からの一貫した食育が可能となり、正しい食習慣の定着を図ることができる。</p> <p>また、学校給食センターでは地産地消にも取り組んでおり、食材の一元的な購入により、少量では調達できない地域食材を用いた給食の提供が可能となる、また、乳幼児期から地元の食材に馴染むことは地産地消の促進に資する。</p>

新	旧
<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1) 学校給食センター等からの給食の外部搬入方式の実施により、公立保育所 <u>及び認定こども園</u> 運営の合理化を進め、拡大し、多様化する保育需要に対応する。</p> <p>(2) 保育所 <u>及び認定こども園</u> と学校給食センター等、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努める。</p> <p>(3) 米飯については全て東広島産を使用するなど、給食に地元食材を積極的に活用することで、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の促進につなげる。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別紙</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>東広島市立吉川保育所</p> <p>東広島市立原保育所</p> <p>東広島市立川上西部保育所</p> <p>東広島市立川上東部保育所</p> <p>東広島市立川上中部保育所</p> <p><u>東広島市立認定こども園くぼ</u></p> <p><u>東広島市立認定こども園たけに</u></p> <p><u>東広島市立認定こども園とよさか</u></p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標</p> <p>(1) 学校給食センター等からの給食の外部搬入方式の実施により、公立保育所 _____ 運営の合理化を進め、拡大し、多様化する保育需要に対応する。</p> <p>(2) 保育所 _____ と学校給食センター等、関係機関が連携して食育に取り組み、乳幼児期からの正しい食習慣の形成・定着と健やかな成長に努める。</p> <p>(3) 米飯については全て東広島産を使用するなど、給食に地元食材を積極的に活用することで、乳幼児期から地元食材に慣れ親しむ環境づくりを行い、地産地消の促進につなげる。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別紙</p> <p>1 (略)</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p>東広島市立吉川保育所</p> <p>東広島市立原保育所</p> <p>東広島市立川上西部保育所</p> <p>東広島市立川上東部保育所</p> <p>東広島市立川上中部保育所</p> <p><u>東広島市立久芳保育所</u></p> <p><u>東広島市立竹仁保育所</u></p> <p><u>東広島市立豊栄保育所</u></p>

新	旧
<p>東広島市立河内西保育所</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>東広島市の公立保育所 <u>及び認定こども園</u> (以下、「保育所等」とする。) のうち、9所の給食を学校給食センターで調理し搬入する外部搬入方式により実施する。調理にあたっては、食育プログラムに基づき児童の発達に十分必要な栄養素量を給与する。また、各保育所等には配膳員を配置し、衛生管理に十分配慮した配膳を行うとともに、個々の児童の年齢や発達段階・健康状態等に応じて刻み食等の対応を実施し、咀嚼機能の向上等、正しい食習慣の形成を推進する。</p> <p>学校給食センターには、児童用の調理用器具類・食器等、適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管するものとする。なお、学校の夏季等の長期休業中についても、学校給食センターからの外部搬入方式により給食を提供する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」における留意事項を遵守する。各保育所等とも加熱設備としてガステーブルを設置し、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、その他、調理台、配膳台等が備え付けられている。</p>	<p>東広島市立河内西保育所</p> <p>3 (略)</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>東広島市の公立保育所 _____ のうち、9所の給食を学校給食センターで調理し搬入する外部搬入方式により実施する。調理にあたっては、食育プログラムに基づき児童の発達に十分必要な栄養素量を給与する。また、各保育所__には配膳員を配置し、衛生管理に十分配慮した配膳を行うとともに、個々の児童の年齢や発達段階・健康状態等に応じて刻み食等の対応を実施し、咀嚼機能の向上等、正しい食習慣の形成を推進する。</p> <p>学校給食センターには、児童用の調理用器具類・食器等、適宜補充するものとし、消毒等については、学校給食と同様に消毒し、洗浄保管するものとする。なお、学校の夏季等の長期休業中についても、学校給食センターからの外部搬入方式により給食を提供する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 公立保育所における給食の外部搬入の実施にあたっては、「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について(平成20年4月1日付雇児発第0401002号)」における留意事項を遵守する。各保育所__とも加熱設備としてガステーブルを設置し、保存設備として冷蔵庫及び冷凍庫、その他、調理台、配膳台等が備え付けられている。</p>

新	旧
<p><u>離乳食・食物アレルギー・体調不良児への対応</u>については、保育所内の保育士、配膳員、学校給食センターの栄養士等が協議し、付与量の調整等、保育所内の調理室で児童に合わせた給食を調理することで対応する。</p> <p>(2) 外部搬入による給食は、児童全員を対象とし、学校給食と同じ献立とするが、児童の発達に十分必要な栄養素量を給与するとともに発達段階に応じて刻み食が必要な場合やアレルギー等で除去食が必要な場合は、各保育所等において配膳員が個別対応を行う。また、主食や果物、手作りおやつ、行事食等の調理については、各保育所等においても対応することとする。</p> <p>(3) <u>社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準</u> _____ については、「<u>保護施設等における調理業務の委託について</u>（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠されている「<u>病院、診療所等の業務委託について</u>（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定 _____ 及び「<u>保育所における調理業務の委託について</u>（平成10年2月18日付児初第86号）」を遵守する。<u>調理施設や運搬車両等も適切に洗浄・消毒を行い、衛生管理を徹底する。</u></p> <p>(4) 調理方法については、各保育所等とも調理後45分以内で配送することが可能なため、食材を加熱調理後、冷凍または冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。食事の運搬及び保管方法については、専用のコンテナに入れ、専用の給食運搬車で配送する。現在、各給食センターが活用している給食運搬車にて、各保育所の喫食時間に間に合うよう配送を行い、運搬した給食は保育所等の配膳室に搬入し、各クラスにおいて衛</p>	<p>_____ 体調不良児への対応については、保育所内の保育士、配膳員、学校給食センターの栄養士等が協議し、付与量の調整等、保育所内の調理室で児童に合わせた給食を調理することで対応する。</p> <p>(2) 外部搬入による給食は、児童全員を対象とし、学校給食と同じ献立とするが、児童の発達に十分必要な栄養素量を給与するとともに発達段階に応じて刻み食が必要な場合やアレルギー等で除去食が必要な場合は、各保育所__において配膳員が個別対応を行う。また、主食や果物、手作りおやつ、行事食等の調理については、各保育所__においても対応することとする。</p> <p>(3) _____ 外部搬入を行う場合の衛生基準 <u>の遵守</u>については、「<u>保護施設等における調理業務の委託について</u>（昭和62年3月9日付社施第38号）」において準拠される「<u>病院、診療所等の業務委託について</u>（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定 <u>する院外調理における留意事項</u> _____ を遵守する。 _____ 。</p> <p>(4) 調理方法については、各保育所__とも調理後45分以内で配送することが可能なため、食材を加熱調理後、冷凍または冷蔵せずに運搬し、速やかに提供するクックサーブ方式で実施する。食事の運搬及び保管方法については、専用のコンテナに入れ、専用の給食運搬車で配送する。現在、各給食センターが活用している給食運搬車にて、各保育所の喫食時間に間に合うよう配送を行い、運搬した給食は保育所__の配膳室に搬入し、各クラスにおいて衛</p>

新	旧
<p>生面に十分配慮し配膳する。喫食 <u>      </u> は <u>調理完了</u> から <u>2時間</u> <u>      </u> 以内である。</p> <p>(5) 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められている。本市の場合、市立の学校給食センターから市立 <u>保育所等</u> への搬入であり、委託契約は困難なため、市長と教育委員会との間で覚書を締結する。</p> <p>(6) 食育については、給食センターにおいて食育プログラムを作成するとともに、各保育所の要望に応じて給食センターから栄養士が各保育所<u>等</u>を訪問し、児童又はその保護者に対して食育に関する指導を行う。また、各保育所においても、「<u>保育所保育指針</u>」や「<u>保育所における食事の提供ガイドライン</u>」を基にして、独自の食育プログラムを作成し、必要に応じて、季節の行事に対応した調理を行ったり、児童が育てた食材を活用した調理を行ったりすることにより、食育への関心を高め、保育所における食を通じたこどもの健全育成の推進を図る。</p> <p>(7) <u>栄養素の給与については、学校給食センターと市の栄養士、管轄保健所、保育所等と連携し、「食事摂取基準」に基づく適切な栄養素量の確保を行うとともに、地域性や季節感を考慮した食材を利用しながら、学校教育での食育プログラムを参考に発達段階に応じた給食を行う。</u></p>	<p>生面に十分配慮し配膳する。喫食 <u>開始</u> は <u>配送開始</u> から <u>1時間10分</u> 以内である。</p> <p>(5) 特例措置による給食の外部搬入については、搬入元と搬入先との間で委託契約の締結が求められている。本市の場合、市立の学校給食センターから市立 <u>      </u> への搬入であり、委託契約は困難なため、市長と教育委員会との間で覚書を締結する。</p> <p>(6) 食育については、給食センターにおいて食育プログラムを作成するとともに、各保育所の要望に応じて給食センターから栄養士が各保育所<u>  </u>を訪問し、児童又はその保護者に対して食育に関する指導を行う。また、各保育所においても <u>      </u> <u>      </u> 独自の食育プログラムを作成し、必要に応じて、季節の行事に対応した調理を行ったり、児童が育てた食材を活用した調理を行ったりすることにより、食育への関心を高め、保育所における食を通じたこどもの健全育成の推進を図る。</p> <p>(7) <u>      </u> <u>      </u> <u>      </u> <u>      </u></p>